（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「百分の三十三（その行う落下傘降下作業に携行する装備品の種類を考慮して防衛大臣が定めるところにより百分の三十・二五又は」を「百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、」に改め、同条第五項中「より百分の三十三」の下に「、百分の三十・二五」を加え、「百分の三十九・六を」に改める。

別表第二防衛大学校の項の前に次のように加える。

本省内部部局	防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二十八条第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一

別表第五異常圧力内作業等手当の項中「又は飛行適応検査」を「、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発」に改め、同表感染症看護等手当の項中「准看護師」の下に「（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

2　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

3　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の四の項第六号中「防衛装備庁札幌試験場」を「防衛装備庁千歳試験場」に改める。

文部科学大臣　林　芳正
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号、第三号及び第四号中「三〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円」に改め、「五〇、〇〇〇円」の下に「、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円」を、「八〇、〇〇〇円」の下に「、九〇、〇〇〇円」を、「一〇〇、〇〇〇円」の下に「、一一〇、〇〇〇円」を加える。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ロ中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の下に「又は政策立案参事官」を加え、同号ホ中「総括審議官」の下に「、政策立案総括審議官」を加える。

第十三条第一項第四号中「及び参事官並びに」を「、参事官及び政策立案参事官並びに」に改め、同項第七号イ中「総括審議官」の下に「、政策立案総括審議官」を加え、同項第九号中「課長」の下に「、同条第三項に規定する次長」を加える。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十三及び第二百五十五条並びに同法附則第九条第二項において準用する同条第一項、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十七条並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。